# 第43回原子力委員会定例会議議事録(案)

- 1.日 時 2004年11月9日(火)10:30~11:40
- 2.場所中央合同庁舎第4号館7階共用743会議室
- 3.出席者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員 内閣府

戸谷参事官、森本企画官

経済産業省

原子力防災課 伊藤課長、野田核物質防護管理企画官企画調整課 和田政策企画官

## 4.議 題

(1)「原子炉等規制法の改正」について(原子力安全・保安院)

(2)その他

## 5.配布資料

資料1-1「原子炉等規制法の改正」について

資料1-2原子力施設における核物質防護対策の強化について(案)

資料 2 第42回原子力委員会定例会議議事録(案)

資料3 原子力委員会 新計画策定会議(第12回)の開催について

資料 4 原子力委員会 長計についてご意見を聴く会(第18回)の開催について

## 6.審議事項

(1)「原子炉等規制法の改正」について(原子力安全・保安院)

標記の件について、伊藤課長及び和田政策企画官より資料1-1及び1-2に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(近藤委員長)原子力委員会としてこの改正について意見を申し上げるべ

き機会はこれが最後か、今後もあるのか。

- (伊藤課長)今回はパブリックコメントにかける報告書の案ができたという 区切りでご説明した。今後も節目節目で、また、ご要望があればご説明し たい。
- (町委員)この核物質防護規制の強化のための法律改正では、IAEA(国際原子力機関)のガイドラインが重要な役割を果たしていると思うが、ガイドラインを作る際の専門家会合等には我が国も参加したのか。ガイドラインはそのまま使うのではなく、我が国における適用性を「原子力防災小委員会」等で十分検討したという理解でよいか。
- (伊藤課長) I A E A には我が国から事務局に要員が派遣されている他、ガイドラインを作成する際には、加盟国として適宜意見を述べている。

また、ガイドラインはあくまで参考であり、詳細は各国の事情に応じて 各国ごとに決められる。本件も防災小委員会で議論し、我が国の固有の事 情も考慮して制度設計した。したがって各国の防護措置にも差異がある。

- (町委員)防護の対象物質としてプルトニウムやMOX(混合酸化物)燃料 などが載っているが、例えばダーティボムの場合、そういった核物質に限 らずアイソトープなどの放射性物質により製造可能である。ここでは核物 質のみを対象としているのか。
- (伊藤課長)基本的にそのとおりである。ここでは経済産業省が所管している原子力施設由来のものに限定している。医療用のアイソトープ等については文部科学省の所管となる。
- (近藤委員長)それぞれの改正はばらばらに行われるのか。
- (伊藤課長)文部科学省と密接に連絡をとって検討を進めている。資料1-2の「6-2 試験研究炉施設等における核物質防護」にあるように「文部科学省とも密接に連携をとり、規制当局間で齟齬を来たさない整合性の取れた核物質防護体制の整備や核物質防護水準の向上に努めることが重要」と考えている。
- (近藤委員長)放射性物質となると原子力以外のいわゆる危険物、有毒物質 に対するテロ対策の観点からの規制強化の方針との整合性も考慮する必要 があると思うが、それは主として文部科学省で検討されているのか。
- (伊藤課長)そのとおりと思う。
- (齋藤委員長代理)「5-3 守秘義務対象者の範囲」について、緊急事態に おいてプレスが現場に入ることも考えられるが、その場合はどう対応する のか。
- (伊藤課長)原則としては、核物質防護秘密を設定し、それにアクセスでき

る者を特定し、守秘義務対象者とするが、これにプレスは含まれない。守 秘義務対象者でない者がこういった施設に入る場合は、この原則を踏まえ つつ、一般の情報管理ルールにより、行政上の必要性、社会的なニーズ、 情報公開との兼ね合い等、その時々の状況も考慮し、判断されることにな ると思う。

- (齋藤委員長代理)実際にそういったことが起こると混乱するので、あらか じめしっかりとご検討いただいたほうがよいと思う。それから、資料1-1、2ページのクリアランス制度のところに「クリアランスされた資材は、 産業廃棄物又は有価物として、廃棄物・リサイクル関係法令の規制対象と なる」とあるが、所掌となる環境省は合意しているのか。
- (和田政策企画官)この制度設計の当初の段階から密接に連携をはかっている。
- (齋藤委員長代理)これまでは、少しでも放射能があれば受け取らないと環 境省は言っていたようだが。
- (和田政策企画官)廃棄物処理法の廃棄物の定義には、「放射能に汚染された ものは除く」と書かれているが、我々はクリアランス制度により「これは 汚染されたものではない」と判断して先方に託すわけである。そこの規制 のやりとりは齟齬をきたさないようにしている。
- (齋藤委員長代理)そこの問題は解決されたと理解してよいのか。
- (和田政策企画官)今回の制度設計により解決した。
- (齋藤委員長代理) 4ページに「事業者には、搬出先の記録・保管などを求めていく」とあるが、どれくらいの期間を考えているのか。
- (和田政策企画官)まだ決まっていないが、最終的には決定する。短期では なく、かなりの一定期間と考えている。
- (齋藤委員長代理)5ページの1.の「原子力施設の廃止・解体する際の安全規制を合理化し」について、これまで廃止措置が法律的に明確でなかったため、原子炉を止めてから20年たっても原子炉主任技術者を置かなければならないなど、色々不都合があったが、「合理化」というのは、どの段階で「原子炉等規制法」の対象から外すのか、あるいはどのように考えているのか。
- (和田政策企画官)原子炉設置者や事業者としての地位は、サイトを開放する廃止措置の最後の段階まで残る。ただし、サイトから核燃料、使用済燃料を搬出したところで、安全規制のレベルを変え、原子炉主任技術者や核燃料取扱主任者、定期検査などの扱いを合理化することを考えている。
- (齋藤委員長代理)2.の「事業者から国への報告義務」はどういったレベ

ルのものを具体的に検討しているのか。

- (和田政策企画官)すでに省令で決まっており、基本的に同じ規定にしようと考えている。今回の改正は、これまで定かでなかった法律の根拠を明確 化するものである。
- (齋藤委員長代理)各自治体との安全協定との関係や、事業者から自治体及 びプレスへの報告も、現状はちぐはぐであると思う。その辺について考え はあるか。
- (近藤委員長)法律の改正案は「報告をすることが義務」という規定を加え たいということである。その実務についてはすでに省令や指針があり、今 後はこれを民間指針によっても良いのではという議論もある。そういった 中身は、今回の改正の議論の対象ではない。
- (齋藤委員長代理)しかし、国としてそういった中身についても考えを持っているのではないか。事業者はいつもそこで悩んでいる。
- (伊藤課長)この法律改正とは直接関係無いが、今回の新潟中越地震でも、通報に関する議論があった。国は自治体に対して報告する義務は無く、多くの場合、安全協定で事業者が自治体に報告することが義務づけられているのが現状だが、国が「大丈夫だ」という第1報を自治体やプレスに出してほしいとの要望があり、これについては対応を検討しているところである。
- (齋藤委員長代理)よろしくご検討をお願いしたい。
- (近藤委員長)自治体との問題に関して行政権限の無い経済産業省にお願い しても難しいかもしれない。
- (前田委員)規制当局が治安当局と協議して D B T (設計基礎脅威)を策定 し、事業者はそれに十分対応できるような防護措置を講じなければならな いとのことだが、事業者で対応しきれないような脅威は、別途、有事法制 などの別の法律で対応するのか。
- (伊藤課長)そのとおりである。ここに書かれているのは、事業者が核物質 防護システムを設計するに当たり考慮すべき脅威であり、事業者が対応可 能なものに限定されている。それを超えるミサイル、空爆等の脅威は、有 事法制の中で自衛隊や警察庁等の治安部局と連携しながら対応する。現在 「有事における原子力施設防護対策懇談会」を設けて検討しているところ である。
- (前田委員)国際的な動向も視野に入れながら検討するとのことだが、国によっては私設のガードマンもピストルを持つなど、レベルに差があると思うが。

- (伊藤課長)そのとおりである。アメリカでは、私設の警備員がマシンガン等の銃器で武装しており、従業員の犯歴調査も出来るようになっている。 現状では我が国はそういったことは出来ないが、それらの違いを前提として、効果的な制度を設計したいと考えている。
- (前田委員)守秘義務対象者は、職責を離れた後もその義務を課せられるのか。企業の場合には、転職や定年もあり、守秘義務対象者がどんどん増えるのではないか。
- (伊藤課長)守秘義務対象者には、生涯守秘義務が課される。核物質防護秘密は出来るだけ限定し、その他の機微情報については、出入り管理や公開制限などの一般情報管理により、これまでの手法を用い引き続き管理するという二段構えでやっていきたい。
- (町委員)関係事業者間の対応の整合性はどのようにとるのか。
- (伊藤課長)国が全体の整合を見ると同時に、電気事業連合会が事業者の対応を調整していただけると考えている。
- (木元委員)一般国民はこういった危機管理の制度を気にしているが、有事法制について言われる北朝鮮の脅威などよりも、原子炉等規制法と原子力安全のほうがより身近に感じられるのではないかと思う。しかし、運用の問題などがまだイメージしにくい。原子炉等規制法と有事法制との関係はどうなるのか。有事法制という傘があって、その下で原子炉等規制法が機能するのか。
- (伊藤課長)法的には全く違うものである。原子炉等規制法では、平時において事業者が講じることが可能な防護措置を規定する。有事においては、有事法制により、自衛隊や警察等の治安部局が前面に出て対応する。有事において事業者の対応は、原子炉を停止する基準や通報手段等について、原子力防災法に近い形で国民保護法の中で規定されている。
- (木元委員)ことが起こったときに、それが有事と認められるまでの間、ここまでは事業者がすること、ここからは国がすることといった、全体の流れはスムーズにいくのか。
- (伊藤課長)ご指摘のとおり、実際は、当初単なる過激派と思っていたのが、 後で組織的なテロとわかるなど、情勢は連続的に変化する。有事という認 定があって、有事の対応になる。
- (木元委員)こちらから認定要請はできるのか。運用については、やってみ ないとわからないところもあるように思う。
- (近藤委員長)認定者はだれになるのか。
- (伊藤課長)治安情報等を把握している国が認定する。

- (近藤委員長)有事法制と原子炉等規制法の住み分けを説明する絵があった ほうが良いと思う。
- (伊藤課長)有事法制の説明資料に載っており、平常時と緊急時における安全と防護という4つの分類に整理されている。
- (近藤委員長)責任と情報の流れがわかるようにしたほうがよいと思う。

それから、安全設計手法としては、DBTに相当するDBA(設計基準事故)を定めて施設設計を行うべしというのは古典的な手法であり、現在の主流は、あるレベル以下にリスクを抑えるという目標を定め、リスクアセスメントと設計の繰返しを行う。核物質防護においても、適切なDBTであることを確認するために、リスクアセスメントをきちんと実施したほうが良いと思う。国ごとにDBTが異なるとして、日本の場合にはこれで良いと国際社会に説明するためにもこれが必要だと思う。

また、情報公開の観点から資料 1 - 2、9ページの「5 - 1 必要最小限の秘密の設定」は大事な考え方だが、どのように最小限性を社会的に説明可能な形で担保するのか。

- (伊藤課長)それを秘密にしなければ脅威に対応できないという国際的な相場観、及び我が国固有の事情を考慮して、最小限の秘密を設定する。その制度を、小委員会、パブリックコメントなどの場で審議することにより担保する。
- (近藤委員長)しかし、公開の場で議論できるのは30ページの「IAEAの技術指針で例示されている秘密情報の例示」、31ページの「現行核物質防護規定に基づく「管理すべき情報」の区分」程度の限られた内容になるのではないか。
- (伊藤課長)具体的には、37ページの「原子力施設において管理すべき情報の分類」のように、秘密とすべき情報の区分と例示などを公表することができる。さらにどこまで公表できるかを検討し、説明して納得していただけるようにしたいと考えている。
- (近藤委員長)例示では最小限性の担保にならないと思うので、学識経験者による委員会など、第3者の判断を入れる仕組みを用意しておく方法もあると思う。
- (伊藤課長)情報公開法の中でもセキュリティについては例外となっており、 情報公開とセキュリティを両立させるのはなかなか難しい面があるが、引 き続き検討したい。
- (木元委員)資料1-1の2ページ、クリアランス制度のところの「放射能 汚染レベル」という言葉は、これだけで一般国民は不安に思うので、「汚染」

ではなく「被ばく」としたほうが良いと思う。また、原子力施設の廃止から出るものだけではなく、がん治療設備、CTなど、医療器具から出るものもクリアランス制度の対象となり、資源として有効活用されるのではないか。そういったより身近な例を説明に加えたほうが、クリアランス制度の理解に役立つと思う。

- (和田政策企画官)「放射能汚染レベル」については、ご指摘のとおり修正したいと思う。医療器具等のアイソトープのクリアランス制度は文部科学省で検討されているが、例示として使えるものがあるかどうか検討する。
- (近藤委員長)「汚染」は削除したほうが良いと思う。それから、5ページに 「安全規制を合理化し」とあるが、まだ無いのだから「整備し」が良いと 思う。

大変大事な法律改正であり、これからパブリックコメントにかけるということなので、多くの方のご意見を集め、適切なものにしていただきたい。

#### (2) その他

- ・事務局より、11月10日(水)に原子力委員会 第18回長計について ご意見を聴く会が開催される旨、発言があった。
- ・事務局より、11月12日(金)に原子力委員会 第12回新計画策定会 議が開催される旨、発言があった。
- ・事務局より、11月16日(火)に次回定例会議が開催される旨、発言があった。